

障害児通所支援のしおり

～申請からサービスの利用まで～



このしおりは、障害児通所支援についてお知らせしています。

このしおりは、令和7年4月現在の資料をもとに作成しています。変更事項がないかなど詳しい内容については、下記の担当窓口までお問い合わせください。

たつの市役所	地域福祉課	TEL：0791-64-3204
新宮総合支所	地域振興課	TEL：0791-75-0255
揖保川総合支所	地域振興課	TEL：0791-72-2523
御津総合支所	地域振興課	TEL：079-322-1451

たつの市

障害児通所支援とは・・・

発達が気になる児童に対して、下記のサービスを提供しています。

①児童発達支援

未就学児を対象としたサービスで、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

②居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。対象者は、重度の障害の状態児童発達支援や放課後等デイサービスを利用するために外出することが困難な児童です。

③放課後等デイサービス

就学児（幼稚園、大学を除く）を対象としたサービスで、学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

また、本人の希望を踏まえたサービス（自立した日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動や作業活動、地域交流の機会など）を提供します。

④保育所等訪問支援

保育所や児童が集団生活を営む施設（幼稚園、小学校、特別支援学校等）に通う障害児を対象としたサービスで、集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。（2週に1回程度）

★本市にある事業所★

施設名	住 所	電話番号	児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援
児童発達支援 センター たんぽぽ	新宮町光都 1 丁目 6-1	0791-58-1181	●	●	●
たんぽぽ ひろば	新宮町光都 1 丁目 6-1	0791-59-8511		●	●
ささの家	新宮町下笹 841-1	0791-72-8208	●	●	
放課後等デイ サービス つむぎと栞	新宮町船渡 147	0791-60-2837		●	
たつの市障害 児通所支援 センター はばたき園	龍野町富永 410-2 たつ の市はつらつセンター内	0791-63-5230	●	●	
デイサービス ふれあ	龍野町富永 223-1	0791-72-8531		●	

児童発達支援 事業所 P-S	龍野町日山 88-9	0791-63-7007	●		
Discovery たつの	龍野町堂本 32-17	0791-64-0068	●	●	
Kids サポート 遊楽	龍野町堂本 262	0791-62-5544	●	●	●
すてっぴ あっぴ	龍野町本町 36 番地 1	0791-76-2686		●	
cheering for the children TSUBASA	龍野町富永 463-1	0791-72-8520	●	●	
cheering for the children COCCO	龍野町富永 463-1	0791-78-9202	●	●	
放課後等 デイサービス For you	揖西町小神 181	0791-72-9001		●	
放課後等デイ サービス クレヨン	神岡町上横内 316-1	0791-72-8901		●	
Happy place カラフル	揖保川町正條 326-7	0791-61-9048	●	●	
ポラリス翔	揖保川町山津屋 72-15	0791-72-6015		●	

その他兵庫県内の障害児通所支援事業所については兵庫県のHP を御確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/syogaisetsu/syougaijishisetuichirann.html>



障害児通所支援を利用するには・・・

次のような手続きが必要となります。

1 相談・申請

たつの市の地域福祉課（各支所地域振興課）の窓口において、障害児通所支援の種類、利用日数などをご相談のうえ、申請手続きをしていただきます。

また、指定障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画（案）を提出していただきます。

2 調査

職員が保護者の方と面接等をして、心身の状況や生活環境などについて11項目の調査等を行います。

3 支給決定・受給者証交付

生活の様子、利用を希望される日数、計画案などを考慮して、通所受給者証を交付します。それをもとに障害児支援利用計画を提出していただきます。

4 契約・サービス利用

サービスを利用する事業所を選択し、利用に関する契約をしていただきます。
サービス利用に関して、原則利用者負担（1割）を支払います。

5 モニタリング

モニタリング期間ごとに、指定障害児相談支援事業所からサービス利用状況などの確認を受け、必要に応じてサービス内容の見直し（新たな障害児支援利用計画案の作成）が行われます。

通所受給者証とは・・・

(記載例)

(一) 通所受給者証		(二) 障害児通所給付費の給付決定内容		(三) 障害児通所給付費の給付決定内容	
受給者番号	5000000001	支援の種類	発達支援	支援の種類	
支給決定障害者等	住所	たつの市龍野町富永1005番地1	支給量等	基本決定4日	支給量等
	フリガナ	タツノ タロウ	支給決定期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	支給決定期間
	氏名	たつの 太郎	支援の種類		支援の種類
	生年月日	平成〇年〇月〇日	支給量等		支給量等
児童	住所	たつの市龍野町富永1005番地1	支給決定期間		支給決定期間
	フリガナ	タツノ ハナコ	予備欄		予備欄
	氏名	たつの 花子			
	生年月日	令和〇年〇月〇日			
交付年月日	令和〇年〇月〇日				
支給市町村名及び印		1か月あたりに利用できる日数です。		支給決定期間が終了する際には、再度、申請が必要です。	

(四)		(五)		(六)	
適用期間が終了する際には、再度、申請が必要です。		適用期間が終了する際には、再度、申請が必要です。		障害児通所支援事業所記入欄	
支給期間		上限月額	4,600円	事業内容及びその事業	
指定相談支援事業所名		適用期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	サービスを受けるに当たり1か月あたりに支払う金額の上限です。	
モニタリング期間		食事提供体制加算対象者	該当(加算1)	1 契約支給量	
予備欄		適用期間		契約日	
		利用者負担上限額管理対象者該当の有無		事業所確認印	
		利用者負担上限額管理事業所名			
障害児相談支援給付の事業所名、支給期間・モニタリング期間が記載されます。支給期間が終了する際には、再度、申請が必要です。		7ページ参照			

障害児通所支援を利用したときにかかる費用は・・・

(例) 障害児通所支援を利用して、8,000円の費用がかかった場合

利用者負担額	たつの市	県	国
800円 (10%)	1,800円 (22.5%)	1,800円 (22.5%)	3,600円 (45%)

～利用者負担額の軽減制度～

1 利用者負担額の上限額（月額）

「世帯」とは、児童と同一の住民票における世帯を単位とします。

区分	対象となる人	上限額
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	市民税非課税世帯の人	0円
一般	市民税課税世帯の人	37,200円

2 軽減制度

●利用者負担額の上限額（月額）の軽減制度

障害児通所支援を利用している人のうち、収入が一定額以下の人には、利用者負担の上限額が軽減されます。

また、7ページにある「食事提供体制加算」の対象にもなり、施設で食事を取った際の食費に対して助成を受けることができます。

軽減の対象となる条件と負担上限額の軽減後の金額

区分	上限額		条件
	変更前	変更後	市民税 所得割額
一般世帯	37,200円	4,600円	住民票による世帯合計 28万円未満

●利用者負担額の軽減制度（多子軽減措置）

就学前の障害児通所支援（児童発達支援（医療型含む）、保育所等訪問支援）を利用している児童のうち、兄又は姉が幼稚園等（※１）に通園している第２子以降の人は、児童通所支援の利用者負担額が軽減されます。

（※１）幼稚園等とは、幼稚園、保育園、特別支援学校の幼稚部、就学前の障害児通所施設、認定こども園を指します。

６ページの表と下表を比較し、低い方の額が利用者負担額となります。

対象者	多子軽減適用後の利用者負担額
兄又は姉が幼稚園等に通う就学前の障害児通所支援利用者のうち第２子	障害児通所支援の総費用の １００分の５
兄又は姉が幼稚園等に通う就学前の障害児通所支援利用者のうち第３子以降の者	０円

●児童発達支援の利用者負担の無償化

無償化の対象期間は、満３歳になって初めての４月１日から小学校入学までになります。手続きは不要です。利用者負担以外の食費等については、無償化の対象外となっています。

利用者負担額以外にかかる負担は・・・

◎食費、教材費、光熱水費等の実費負担

事業所で障害児通所支援を利用する場合の食費、教材費、光熱水費などは全額利用者負担です。ご負担される金額については、事業所にその内訳をご確認ください。

◎障害福祉サービス、居宅生活支援事業の負担

障害児通所支援以外に障害福祉サービスや居宅生活支援事業を利用されている場合、別途当該サービス（事業）の負担額が発生します。（障害福祉サービス、居宅生活支援事業の負担上限額及び軽減制度は障害児通所支援と同じ算定方法です。）

～実費負担額の軽減制度～

1 食事提供体制加算

生活保護、低所得及び収入が一定額以下の人が、児童通所支援サービス利用時に、施設において食事をとった場合、その食費のうち人件費相当分は食事提供体制加算として助成されます。